

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要」「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	絆を紡ぐ終身保険Ⅱ 積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）
組成会社（引受保険会社）	第一フロンティア生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】 お手持ちの資金をふやして、大切なご家族にのこせる定額終身保険です。</p> <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定通貨を、米ドル、豪ドルまたは円より選択いただけます。 90歳まで、告知なしでご加入できます。 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。 保障抑制期間は契約日から9ヵ月です。 保障抑制期間中の死亡保険金額は一時払保険料（指定通貨建）と同額が保証されます。 保障抑制期間経過以後、死亡保険金額が指定通貨建で一時払保険料より確実にふえます。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<ul style="list-style-type: none"> この商品は、「円滑な相続の実現のため、家族へつなぐ資産をふやしてのこしたい」ご意向があるお客さまを念頭に組成しています。（主に60代～80代のお客さまを想定） 第一フロンティア生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスク（外貨建の場合）、金利変動リスクがあるため、投資経験がある方、またはそれらに伴う元本割れを理解・許容できる方を想定しています。（終身での保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られないことや、元本割れする可能性が高まることなどがあるため十分ご注意ください。また、解約により保障も失われます。） あわせて、今後自身で使う予定のない自己資金があり、保険に加入しても、生活資金や医療費等への備えとして十分な収入や財産がある方を想定しています。
パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> この商品は、「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 くわしくは、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または一時払保険料充当金を保険会社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページ）または書面により可能です。

- （質問例）① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

<p>損失が生じるリスクの内容</p>	<p>【為替変動リスク】（外貨建の場合） 死亡保険金額、解約返還金額などは、為替相場の変動による影響を受けます。 ・ それらを円貨に換算した金額が、一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。 ・ 為替レートの変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。</p> <p>【金利変動リスク】 解約返還金額は、市場金利の変動に応じた運用資産（債券など）の価値の変動を反映（市場価格調整）させます。一般的に市場金利が上昇すると債券価格は下落するため解約返還金額は減少し、市場金利が低下すると債券価格は上昇するため解約返還金額は増加します。</p> <p>【解約時の元本割れリスク】 解約返還金額は、指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。</p>																				
<p>【参考】 為替レートの騰落率 （外貨建の場合）</p>	<p>【米ドル】 最大値 30.4% 最小値▲16.0% 平均値 2.5% 【豪ドル】 最大値 27.6% 最小値▲18.3% 平均値 0.9%</p> <p>* 2015年12月～2025年11月までの10年間の各月末における1年間の騰落率 * Bloombergデータをもとに作成</p>																				
<p>【参考】 実質的な利回り</p>	<p>【定義】 一時払保険料に対する、第1回目の積立利率保証期間満了日[※]における解約返還金額の利回り（年複利）を「実質的な利回り」としています（指定通貨ベース）。 「実質的な利回り < 積立利率」となります。 ※積立利率保証期間更新日の前日です。</p> <p>【実質的な利回りのイメージ（例）】 （前提）契約年齢：70歳、高額契約用の積立利率：適用なし、2025年12月1日時点の積立利率の場合</p> <table border="1" data-bbox="419 1176 1469 1404"> <thead> <tr> <th>指定通貨</th> <th>積立利率保証期間</th> <th>積立利率</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>30年</td> <td>5.22%</td> <td>2.26%</td> <td>2.89%</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>20年</td> <td>5.32%</td> <td>3.15%</td> <td>3.78%</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>30年</td> <td>2.33%</td> <td>1.172%</td> <td>1.482%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 実質的な利回りについて、外貨建は小数第3位以下、円建は小数第4位以下を切捨てにより表示しています。 * 商品により保障内容や前提条件が異なるため、積立利率および実質的な利回りは、個別の「設計書」等をご確認ください。 * 第1回目の積立利率保証期間満了日以外の日付で解約した場合の利回りを保証するものではありません。</p>	指定通貨	積立利率保証期間	積立利率	男性	女性	米ドル	30年	5.22%	2.26%	2.89%	豪ドル	20年	5.32%	3.15%	3.78%	円	30年	2.33%	1.172%	1.482%
指定通貨	積立利率保証期間	積立利率	男性	女性																	
米ドル	30年	5.22%	2.26%	2.89%																	
豪ドル	20年	5.32%	3.15%	3.78%																	
円	30年	2.33%	1.172%	1.482%																	
<p>【参考】 解約返還金推移（率）</p>	<p>「設計書」をご確認ください。</p>																				

* 損失が生じるリスクの内容について詳しくは、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の注意喚起情報「この保険のリスクについて」に記載しています。

- （質問例）④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
⑤ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
⑥ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑦ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑧ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入または保有には、費用が発生します）

<p>購入時に支払う費用 (販売手数料など)</p>	<p>積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。</p> <p>* 上記の費用は、通貨の種類、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。</p> <p>また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（=保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。</p>															
<p>継続的に支払う費用 (信託報酬など)</p>	<p>この保険において、お客さまにご負担いただく保険契約関係費（ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用）は、積立利率保証期間で年率換算すると0.86%～4.35%です。</p> <p>* 上記の費用（年率換算）は、2025年12月1日時点の積立利率（高額契約用の積立利率：適用なし）を前提としています。また、小数第3位以下を切上げにより表示しています。</p> <p>(例) 指定通貨:米ドル、契約年齢:70歳の場合の保険契約関係費（年率換算）</p> <table border="1" data-bbox="422 654 1452 784"> <thead> <tr> <th>積立利率保証期間</th> <th>積立利率</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年</td> <td>5.22%</td> <td>3.39%</td> <td>2.76%</td> </tr> </tbody> </table>	積立利率保証期間	積立利率	男性	女性	30年	5.22%	3.39%	2.76%							
積立利率保証期間	積立利率	男性	女性													
30年	5.22%	3.39%	2.76%													
<p>運用成果に応じた費用 (成功報酬など)</p>	<p>ありません。</p>															
<p>解約をした場合の費用 (解約控除など)</p>	<p>ご契約を解約・減額する場合、一時払保険料に、契約日からの経過年数および適用されている積立利率に応じた解約控除率を乗じた金額を控除します。</p> <p>解約控除率：外貨建の場合、4.50%～0.30% 円建の場合、4.00%～0.20%</p> <p>* 市場金利の変動があった場合、解約控除とは別に、解約返還金額が減少することがあります（解約などをする際に、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合などは、解約返還金額が減少することがあります）。</p>															
<p>通貨の換算に関する費用</p>	<p>指定通貨が外貨の場合、以下の特約により、保険料、死亡保険金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。</p> <table border="1" data-bbox="411 1415 1458 1805"> <thead> <tr> <th>特約</th> <th>為替レート</th> <th>適用日※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【保険料円貨入金特約】</td> <td>TTM + 50 銭</td> <td>第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日</td> </tr> <tr> <td>【円貨支払特約】</td> <td>TTM - 50 銭</td> <td>・死亡保険金、解約返還金請求に必要な書類が第一フロンティア生命に到着した日</td> </tr> <tr> <td>【保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約】※2</td> <td>TTM - 50 銭</td> <td>請求に必要な書類が第一フロンティア生命に到着した日</td> </tr> <tr> <td>【円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）】</td> <td>TTM - 50 銭</td> <td>特約申込日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 その日が第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</p> <p>※2 指定通貨建の死亡保険金の支払額を円貨に換算する為替レートです。一時払保険料の円換算額（「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額）と同額を支払う場合には、この為替手数料はかかりません。</p> <p>* 上記の為替レートは、将来変更することがあります。</p>	特約	為替レート	適用日※1	【保険料円貨入金特約】	TTM + 50 銭	第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日	【円貨支払特約】	TTM - 50 銭	・死亡保険金、解約返還金請求に必要な書類が第一フロンティア生命に到着した日	【保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約】※2	TTM - 50 銭	請求に必要な書類が第一フロンティア生命に到着した日	【円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）】	TTM - 50 銭	特約申込日
特約	為替レート	適用日※1														
【保険料円貨入金特約】	TTM + 50 銭	第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日														
【円貨支払特約】	TTM - 50 銭	・死亡保険金、解約返還金請求に必要な書類が第一フロンティア生命に到着した日														
【保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約】※2	TTM - 50 銭	請求に必要な書類が第一フロンティア生命に到着した日														
【円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）】	TTM - 50 銭	特約申込日														

3. 費用（本商品の購入または保有には、費用が発生します）（つづき）

特約を付加した場合の費用

- ・ 保障抑制期間中、積立金から死亡保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。
 - * 上記の費用は、通貨の種類、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
- ・ 「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加して円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。
 - * 上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。
- ・ 「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、保険契約関係費（年金管理費）として、受取特約年金額に対して1.0%（円貨で特約年金を受け取る場合は最大0.35%）をご負担いただきます。
 - * 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。
- ・ 特約を付加した場合の通貨の換算に関する費用は、上記「通貨の換算に関する費用」をご確認ください。

* 上記以外に生じる費用を含めてくわしくは、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の注意喚起情報「お客さまに負担していただく費用」および「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

（質問例）⑨ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・ 解約はいつでも可能です。
- ・ 解約する場合、解約控除や市場金利の変動の影響により、解約返還金額は指定通貨ベースでも一時払保険料を下回る場合があります。
- ・ （外貨建の場合）解約返還金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料の円換算額を下回る場合があります。

* くわしくは、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の契約概要「解約返還金額について」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返還金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、販売時のコンサルティングや契約後の維持管理業務等の対価として、この商品の組成会社である第一フロンティア生命から以下の手数料をいただきます。

【米ドル建・豪ドル建】

契約時手数料：一時払保険料に対して、3.00%～1.10%

継続手数料：積立金額に対して、年率 0.32%～0.10%（支払期間最長 10 年または 7 年）

【円建】

契約時手数料：一時払保険料に対して、3.00%～0.50%

継続手数料：積立金額に対して、年率 0.10%または 0.00%（支払期間最長 9 年）

当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

* 手数料について詳しくは、「商品概要」に記載しています。

* 利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「④利益相反の適切な管理」をご参照ください。

(URL) <https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html>



(質問例) ① あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

- ・ 一時払保険料：一般の生命保険料控除の対象となります。
- ・ 死亡保険金：ご契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
- ・ 解約返還金：解約返還金額から一時払保険料を差し引いた金額が、「所得税（一時所得）+住民税」の対象となります。

* NISA、iDeCo の対象とはなりません。

* くわしくは、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の注意喚起情報「税務のお取扱い」に記載しています。

* ここに記載の税務のお取扱いは 2025 年 12 月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

第一フロンティア生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」

(URL) <https://www.d-frontier-life.co.jp/products/index.html>

* 販売中商品の最新版を掲載しております。遷移画面において、当商品のくわしい情報をご確認ください。

